

船舶事故調査報告書

平成26年5月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年7月11日 09時40分ごろ
発生場所	大分県国東市国東港北北西方沖 国東港富来浦北防波堤灯台から真方位098°700m付近 (概位 北緯33°36.2′ 東経131°43.8′)
事故調査の経過	平成25年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 新栄丸、0.5トン OT3-28368（漁船登録番号）、個人所有 4.40m(Lr)×1.82m×0.62m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成23年2月2日 (平成28年12月18日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、台風が接近するので、仕掛けていたたこ籠を回収するため、国東港北北西方沖の漁場に到着後、機関を中立として漂泊し、南方への流速約2ノット(kn)の潮流により、圧流されていた。 船長は、右舷側中央部で右方を見ながら、手でたこ籠を引き揚げていた際、左舷側からうねりを伴った波高約2mの高波を受けそうになったので、急いで船尾に移動し、船外機の操作レバーで前進に入れたが、平成25年7月11日09時40分ごろ、国東港北北西方沖において、本船は、高波を左舷側に受けて右舷側に転覆した。この頃、甲板員は、漁獲物の選別作業を行っていた。 船長及び甲板員は、海に投げ出され、船長は海岸に漂着し、甲板員は転覆した本船にしがみついていたところ、本事故の目撃者が、本船所属の漁業協同組合に事故の通報を行い、同組合から要請を受けた僚

	船が甲板員を救出した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：波高 約 1.5～2.0m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北流約 2kn
その他の事項	本船の喫水は、船首尾共に約0.4mであった。 船長は、出港前に天気予報で台風によるうねりがあることを知っていたが、出港時には余り風浪がなく、作業に支障はないと思っていた。 本事故発生場所付近は、西方に国東港富来浦北防波堤が、南方に国東港がそれぞれあり、潮の流れが複雑であった。 船長及び甲板員は、共に救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、国東港北北西方沖において、潮流に圧流されながら、漂泊してたこ籠の回収中、左舷側からうねりを伴った波を受けたことから、右舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、国東港北北西方沖において、潮流に圧流されながら、漂泊してたこ籠の回収中、左舷側からうねりを伴った波を受けたため、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・台風によるうねりがあるとの予報が発表されている場合は、出港時に ^{なぎ} に ^{なぎ} であっても、操業中は、常に周囲の波の状況を確認すること。 ・2人乗りの漁船であっても、操業中は救命胴衣を着用することが望ましい。